(vi)　重量は、次の比重の値に基づいて計算する。

海水　一・〇二五
清水　一・〇〇〇
燃料油　〇・九五〇
ディーゼル油　〇・九〇〇
潤滑油　〇・九〇〇

（損傷の仮定）

(12)　仮定する損傷の性質については、次の原則を適用する。

(a)　損傷の垂直方向の範囲は、限定なしに基線から上方と仮定する。

(b)　損傷の横方向の範囲（夏期満載喫水線の水平面において中心線に対し直角に船側から内方に測る。）は、五分の一B又は十一・五メートルのいずれか小さい方の長さに等しい。

(c)　(a)及び(b)に規定する範囲より小さい範囲の損傷が一層重大な状態をもたらす場合には、この小さい範囲を仮定する。

(d)　(10)(a)の規定により要求される場合を除くほか、隣接する横置隔壁の間の一区画室のみが浸水するものとする。ただし、この区画室の内側の縦通境界が仮定する損傷の横方向の範囲内に位置しないことを条件とする。ウイング・タンクの境界の横置隔壁が船舶の全幅に及ぶものでない場合には、この横置隔壁は、(b)に規定する仮定する損傷の横方向の範囲を超えていることを条件として、損傷しないと仮定する。

横置隔壁に長さ三メートルを超えない階段部又は屈折部があり、かつ、当該階段部又は屈折部が(b)に定義する仮定する損傷の横方向の範囲内にある場合には、この横置隔壁は損傷していないとみなし、これに隣接する区画室は単独の可浸区画室とすることができる。横置隔壁に長さ三メートルを超える階段部又は屈折部があり、かつ、当該階段部又は屈折部が仮定する損傷の横方向の範囲内にある場合には、この横置隔壁に隣接する二区画室は、浸水するものとする。船尾隔壁及び船尾タンクの頂部で形成する階段部は、この規則の適用上、階段部でないとみなす。

(e)　主横置隔壁が、仮定する損傷の横方向の範囲内にあり、かつ、二重底又は船側タンクの部分に長さ三メートルを超える階段部を有する場合には、主横置隔壁の階段部に隣接する二重底又は船側タンクは、同時に浸水するものとする。この船側タンクが一又は二以上の船倉に通ずる穀物用その他の開口を有する場合には、これらの船倉は、同時に浸水するものとする。同様に、液体貨物を運送するために設計された船舶において船側タンクが隣接する区画室に通ずる開口を有する場合には、この隣接する区画室は、空であり、かつ、同時に浸水するものとする。この(e)の規定は、開口に閉鎖装置（タンク間の隔壁に取り付けられた仕切弁であって甲板から制御することができるものを除く。）が取り付けられている場合にも適用する。船倉に通ずるトップサイド・タンクの開口を除くマンホールのふたであってボルトにより狭い間隔で定着されたものは、開口のない隔壁と同等とみなす。

(f)　前後に隣接する二区画室の浸水が想定されている場合には、主横置水密隔壁が有効と認められるためには、主横置水密隔壁が少なくとも $\frac{1}{3}L^{\frac{2}{3}}$ 又は十四・五メートルのいずれか小さい方の間隔で設けられていなければならない。このような間隔よりも短い間隔で横置隔壁が設けられている場合には、このような間隔を得るために、一又は二以上の隔壁は、存在しないとみなす。

（平衡状態）

(13)　浸水後の平衡状態は、次のことを条件として、満足すべき状態とする。

(a)　沈下、横傾斜及びトリムを考慮した浸水後の最終の水線が、浸水を進行させる可能性のあるいずれの開口の下縁よりも下方にあること。これらの開口は、空気管、通風筒（第十九規則(4)の規定に適合するものであるか否かを問わない。）及び風雨密の戸（第十二規則の規定に適合するものであるか否かを問わない。）又はハッチ・カバー（第十六規則(1)から(5)までの規定に適合するものであるか否かを問わない。）の装置により閉鎖される開口を含む。ただし、第十八規則の規定に適合するマンホール及び平甲板口のふた、第二十七規則(2)に規定する型の貨物ハッチ・カバー、遠隔操作可能な水密滑り戸並びに、敷居が夏期満載喫水線の上方にあることを条件として、操舵機室から主機関区域を隔離する水密ヒンジ戸（迅速に操作可能でありかつ使用されない限り海上において閉鎖されているもの）により閉鎖される開口並びに第二十三規則の規定に適合する開けることのできない舷窓については、除くことができる。

(b)　管、ダクト又はトンネルが(12)(b)に規定する仮定する損傷の範囲内にある場合には、損傷の計算に当たり浸水することとなる区画室以外の区画室への浸水が進行することがないようにしておくこと。

(c)　非対称浸水による横傾斜角が十五度を超えないこと。甲板のいずれの部分も水に没しない場合には、横傾斜角を十七度まで認めることができる。

(d)　浸水後の状態におけるメタセンタ高さが正であること。

(e)　特定の損傷において浸水すると仮定された区画室の外側の甲板のいずれかの部分が水に没する場合又は浸水後の状態における復原性の余裕について疑わしいと判断する場合には、残存復原性を調査すること。この場合において、復原てこ曲線が平衡位置から少なくとも二十度の復原力範囲を有し、かつ、この二十度の範囲内における最大の残存復原てこが少なくとも〇・一メートルであれば、十分なものとすることができる。この範囲内における復原てこ曲線下の面積は、〇・〇一七五メートル・ラジアン以上とする。主管庁は、残存復原力を有する範囲内で一時的に水に没するおそれのある開口（保護されているか否かを問わない。）がもたらすおそれのある危険に考慮を払う。

(f)　主管庁が、浸水の中間段階における復原性が十分であることを確かめること。

（推進装置を有しない船舶）

(14)　独立の推進装置を有しないはしけその他の船舶に対しては、この規則の規定に従ってフリーボードを指定しなければならない。(2)及び(3)の要件に適合するはしけに対しては、A型船舶に対するフリーボードを指定することができる。

(a)　主管庁は、特に、暴露甲板に貨物を積載するはしけの復原性に考慮を払うべきである。甲板積み貨物は、B型船舶に対する通常のフリーボードを指定されるはしけにのみ積載することができる。

(b)　乗組員のいないはしけについては、第二十五規則、第二十六規則(3)及び(4)並びに第三十九規則の要件は、適用しない。

(c)　乗組員のいないはしけであって、そのフリーボード甲板に鋼その他これと同等の材料のガスケット付き水密ぶたによって閉鎖される小さい出入口のみを有するものに対しては、この規則の規定に従って計算されるフリーボードからその二十五パーセントを減じたフリーボードを指定することができる。

第二十八規則　フリーボード表

（A型船舶）

(1)　A型船舶に対する表定フリーボードは、表28.1により決定しなければならない。

表28.1
A型船舶に対するフリーボード表